◆◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第454号（H30.5.25）◆◆◆

＝はじめに＝
このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。
また、自動車運送事業等における安全・安心確保に関する最近の情報等についてもトピックとして提供していますので、ご活用ください。

＝目　次＝
1.重大事故等情報＝6件（5月18日～5月24日分）
(1)乗合バスの衝突事故
(2)乗合バスの死傷事故
(3)乗合バスの車内事故
(4)法人タクシーの衝突事故
(5)法人タクシーの衝突、転落事故
(6)トラックの酒気帯び事故
2.トピック
(1)三菱ふそう製　大型・中型バスのセンターメンバー腐食に対するリコールについて【新着情報】
(2)運転者に対する適性診断の適切な受診の徹底について（中部運輸局発）
(3)睡眠不足に起因する事故の防止対策を強化します!!

◇◇◇

5月22日（火）午後4時13分頃、東京都の区道バス停において、都内に営業所を置く乗合バスが乗客11名を乗せ運行中、運転者が車内確認を行った後発車したところ、車内を移動していた乗客が発車の揺動で転倒した。
この事故により、転倒した乗客が重傷を負った。

(4)法人タクシーの衝突事故
5月18日（金）午後0時26分頃、大阪府の国道交差点において、府内に営業所を置く法人タクシーが乗客1人を乗せ運行中、当該交差点を直進通過時に反対車線に進入し、対向してきた乗用車と接触後、更に普通トラックと衝突した。
この事故により、タクシーの乗客が重傷を負い、当該タクシーの運転者が軽傷を負った。
ドライブレコーダの映像によると、当時、乗客はシートベルトを装着していなかった模様。

(5)法人タクシーの衝突、転落事故
5月22日（火）午後6時00頃、愛知県の市道交差点において、同県に営業所を置く法人タクシーが空車で運行中、当該交差点を直進しようとしたところ、右方向から進行してきた乗用車と衝突し、そのはずみで水田に転落した。
この事故による負傷者はなし。
現場の交差点は、信号機の設置はなく、乗用車側に一旦停止の標識があった模様。

(6)トラックの酒気帯び事故
5月20日（日）午後2時05分頃、長野県の国道において、鹿児島県に営業所を置くトラックが運行中、道路の合流地点で別の車両との接触事故を起こした。
この事故による負傷者はなし。
事故後の警察の調べにより、当該トラック運転者の呼気からアルコールが検出されたため、道路交通法違反（酒気帯び運転）の現行犯で逮捕された模様。

上記6件の死傷者数計：死亡2名、重傷2名、軽傷2名（速報値）

◇◇◇

あることから、三菱ふそうにおいて検証中であったものの早急に対策を行うべく、暫定措置として、9,562台についてセンターメンバーの防錆措置を実施する等のリコールが平成29年2月14日に届出されたところです。
今般、検証結果を踏まえ、恒久対策を確定するとともに、対象範囲を拡大して約15,000台について、平成30年5月25日にリコールが届出されました。

リコール対象車を保有している事業者においては、速やかに改善措置を受けていただくようお願いします。

※今回届出されたリコールの詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha08_hh_002985.html

※平成29年2月14日に届出されたリコールの詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha08_hh_002543.html

---

(2)運転者に対する適性診断の適切な受診の徹底について（中部運輸局発）
（配信日：H30.5.18）

自動車運送事業者の方々は、関係法令に基づき、初任運転者や高齢運転者等に対して、国土交通大臣が認定する適性診断を受診させなければなりません。
中部運輸局では、平成29年における中部管内の事業者に対する監査結果を精査したところ、重大事故を端緒とした監査において、適性診断が未受診であったとの指摘を受けた監査件数が3割を超えることが確認されたことなどから、新たに採用した運転者が多いこの時期を捉え、管内の関係事業者団体を通じ、事業者に対して適性診断の適切な受診を徹底するよう通達いたしました。
事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行うとともに、運転者に対する適性診断の適切な受診の徹底をお願いいたします。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://wwwtb.mlit.go.jp/chubu/gian/hoan/tekiseishindan.pdf

---

(3)睡眠不足に起因する事故の防止対策を強化します!!
（配信日：H30.4.20）

居眠り運転に起因する事故を防止し、また、働き方改革を進める観点から、運転者の睡眠時間の確保についてバス・タクシー・トラック事業者（以下「事業者」

という。）の意識を高めるため、今般、旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則を改正します。

1.改正の概要

①旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部改正

・事業者が乗務員を乗務させてはならない事由等として、睡眠不足を追加します。

・事業者が乗務員の乗務前等に行う点呼において、報告を求め、確認を行う事項として、睡眠不足により安全な運転をすることができないおそれの有無を追加します。

・運転者が遵守すべき事項として、睡眠不足により安全な運転をすることができない等のおそれがあるときは、その旨を事業者に申し出ることを追加します。

②「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」及び「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正

・点呼時の記録事項として、睡眠不足の状況を追加します。

2.スケジュール

公布：平成30年4月20日（金）

施行：平成30年6月1日（金）

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000341.html

◇◇◇

＊自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

・ホームページ受付

（　http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/hotline.html　）

・フリーダイヤル受付　0120－744－960

（平日9:30～12:00　13:00～17:30）

・自動音声受付　　03－3580－4434（年中無休・24時間）

＊自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

◆◆◆